

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号） 中一部改正

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に関する規則（規則第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「ベビーシッター、延長保育、一時保育、病児保育等の」及び「（以下「保育サービス」という。）の」を削る。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「健康保険被保険者証の写し、戸籍謄本」を「戸籍謄本」に改め、「書類を」の下に「持参し、郵送し、又は電子メールに添付して送信する方法により」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「書類を」の下に「前項に規定する方法により」を加え、同項第一号中「保育サービス」を「対象保育サービス」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項に規定する登録及び第二項に規定する申請を行う会員は、当該各項に規定する申請書の提出に代えて、本会が定めるオンライン上のフォームに、当該申請書に記載すべき事項を入力して提供する方法により当該申請を行うことができる。この場合において、当該各項に規定する書類の提出は、電磁的方法により行うことができる。

第六条を第七条とする。

第五条中「保育サービス」を「対象保育サービス」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「研修」の下に「並びにこれらに準ずるもの」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改

め、同項を同条第二項とする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(対象保育サービス)

- 第四条 補助金の支給の対象となる保育サービス（以下「対象保育サービス」という。）は、次に掲げるとおりとする。
- 一 保育施設等における延長保育、一時保育、病児保育等
  - 二 シッターサービス提供者（個人であるか法人であるかを問わない。）によるもの
  - 三 親族（子の一親等を除く。）、知人等によるもの

別記様式第一号を次のように改める。

育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助  
登録申請書

## 1 登録申請者

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は、職務上の氏名)		登録番号	
電話番号		メールアドレス	

## 2 子の氏名及び生年月日

子の氏名		生年月日	年 月 日
------	--	------	-------

## 3 親子関係の証明（該当する□にチェック☑を入れてください。）

会則第95条の4第2項若しくは第3項又は外国特別会員基本規程第66条の2第1項若しくは第2項に基づく会費及び特別会費の免除の有無 □有 □無（※）

※会費等の免除を受けていない会員は、子の氏名、生年月日及び親子関係を証明する書類（戸籍謄本、住民票の写し等）を添付してください。

## 4 補助金の振込先金融機関口座

フリガナ 口座名義						
金融機関名	銀行・信金・信組・農協・( )					
支店名	支店	口座種別		口座番号		
ゆうちょ銀行	口座種別		記号		番号	

## 個人情報利用について

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

別記様式第二号を次のように改める。

**育児期間中の会員に対する保育サービス利用料補助  
補助金支給申請書**

**1 申請者**

氏名 (職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名)		登録番号	
子の氏名		メールアドレス	

**2 対象活動** ※チェックボックスがある項目については、該当する□にチェック☑を入れてください。

種類	□弁護士会活動 □研修	実施者 (注1)	□日弁連 □弁護士会 □弁護士会連合会 □その他 ( )
対象活動名 (注2)		対象活動 参加日時 (注3)	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用した保育サービス (注4)	□延長保育、一時保育、病児保育等 □シッターサービス提供者による保育 □親族、知人等による保育 保育者と子との関係 ( )	保育サービス 利用日時 (注3)	年 月 日 時 分 ~ 時 分
補助金申請額 (注5)	円	支出した費用 (注6)	円
日弁連、弁護士会、弁護士会連合会、委員会の委員長又は事務局長の署名 (注1)(注2)			

(注1) 日弁連、弁護士会又は弁護士会連合会（以下「日弁連等」といいます。）が実施する行事又は研修に準ずる活動（以下「準ずる活動」といいます。）に参加した場合は、□その他にチェックをし、括弧内に実施団体を御記入ください。また、準ずる活動であることを証するもの（日弁連等又は委員会から、参加要請がなされていることが分かる、又は準ずる活動であることの確認を受けたメール又は文書の写し等）を添付してください。ただし、日弁連等又は委員会の委員長若しくは事務局長の署名があるときは、添付不要です。

(注2) 対象活動への参加を証明できる書類（議題書又は研修資料の1頁目の写し等）を添付してください。ただし、日弁連等の委員会に参加した場合であって、当該委員会の委員長又は事務局長の署名があるときは、添付不要です。

(注3) 「対象活動参加日時」と「保育サービス利用日時」に時間の重なりがない場合、「対象活動参加日時」は、移動に要した時間を含めて御記入ください。

(注4) シッターサービス提供者による保育は、個人であるか法人であるかを問いません。また、親族による預かりは、子の一親等による場合を除きますので、御確認の上、括弧内に保育者と子との関係を御記入ください。

(注5) 補助金申請額には、「支出した費用」と10,000円のうち少ない方の金額を御記入ください。

(注6) 領収証の原本又は写しを添付してください。

**個人情報の利用について**

この申請書、添付書類等に記載された個人情報は、補助金の支給に係る業務及び育児期間中の会員に対する保育サービス利用料の補助に係る制度の改善等のために利用します。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

第一条、第四条から第九条まで、附則第二項並びに別記様式第一号及び別記様式第二号の改正規定は、令和六年十一月一日から施行する。